

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成26年10月7日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成26年10月7日(火) 午後1時00分～午後3時29分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 竹井道男
副部長 服部孝規
部会員 西川憲行 高島真 尾崎邦洋
中崎孝彦 森美和子
会長 前田耕一
副会长 中村嘉孝
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 高野利人 新山さおり
- 6 案件
1. 第24回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 検討課題について
(2) 検討課題スケジュールについて
(3) 議会改革白書について
(4) 議会の調査研究運営支援業務委託について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） どうも、こんにちは。

きょうは午前中が広聴広報で、午後から議会改革推進会議検討部会25回目、今期ではきょうが最終ということで、25回ですので、今期の2年目にこれはできていますので、ちょうど3年と2カ月ぐらいですから、定例会を除けばほぼ毎月1回のペースで開催をさせていただきました。きょうでもう25回目になりますが、最終で、あしたの白書の報告をもって一旦この期は終わるということです。きょうはその辺のまとめも全部入っておりますので、少し時間を頂戴して開催させていただきます。

それでは、事項書に基づいて始めさせていただきます。

まず前回24回での確認事項について、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、前回第24回検討部会の確認事項ということで、事項書の順に振り返りたいと思います。

まず1番目が、議員定数18名での運営についてということで、これは議長の委員就任ということでございます。これにつきましては、議会基本条例の中に議長の責務を明確に規定するというところで、それを受けまして、従来総務委員会の委員に就任して、前回から議会の同意を得て辞任はしておりますけれども、この際、委員会条例の中にもう就任しないというのを明記するというところでございます。これについては、各会派で了解いただいて、代表者会議でも了解をいただいて、先般条例改正をしたという経緯でございます。

続きまして、2番目の議会要覧の見直しについてでございますが、これにつきましては、「先例集」から「要覧」という形に改めるということで、8月時点でできている段階のものをお配りさせていただきました。内容といたしましては、沿革、それから議員名簿、それから歴代の正・副議長のお名前、それから先例集、そして最後に前回はついていなかったですけど、関連する例規、この例規集をつけて、この5つをまとめて要覧というふうな形で整理をするということで、これはまた本日の議題に入っておりますので、そこで説明させていただきたいと思います。

次が、議会基本条例逐条解説の改訂ということでございますが、これにつきましては22年6月の制定時の逐条解説と今回これまでの例規一部改正を含んだ形の逐条解説、それに今回9月で改正したものをに入れてつくったものということで、2種類お配りをさせていただきました。これもまた議題のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、市民アンケートについてでございますが、これについては、7月の下旬から8月の18日までにかけて実施をいたしまして、たしか前回の時点では355通の回答があったという返事をさせていただきました。これは、最終360ということで、回収率が36%でございました。これもまた後ほど議題に入っておりますので、説明をさせていただきます。

それから次が、これは新規のカルテでございましたけれども、議会事務局の機能強化についてということでございます。議会基本条例の中には第20条で事務局の体制整備というのが規定をされております。それを受けまして、事務局の機能強化ということでカルテを作成いたしました。カルテにつきましては、今後の対応内容というところで、まずは事務局職員の人事の関係については、議長の任命権を行使して積極的に市長と協議すべきであるというふうな内容であったり、あとは一度事務局の職員の業務を分析してはどうかということ、それから政策立案等をサポートするために、今事務局職

員ももっと法制能力を身につけていくということ、それから、議会の情報化に向けて情報関連のスキルアップを図る、それから議員のニーズにいつでも応えられるように、さまざまな情報を常に収集すると、こういったことを対応内容で上げてございますので、今後精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、6番目が検討スケジュールの進捗と新規項目でございますけれども、スケジュールの進捗につきましては、検討課題一覧表をもとに通り進捗状況を説明させていただきました。その中でこの4項目、これはもう項目で上げてございますけれども、まず本会議、委員会のライブ中継、カルテ17ですけど、これにつきましては9月の定例会から、開会から閉会までの本会議及び予算決算委員会につきまして、インターネットのライブ中継を実施いたしました。かつスマホやタブレットでも見られるようにさせていただいたところでございます。

これについて、ご参考までに本会議が開会から閉会まで6日間、それと予算決算委員会が2日間、計8日間ですけど、これのアクセス件数が合計965件ということで、1日平均にすると120件のアクセスがあったというところでございます。

続いて、議会からの審議会への議員派遣の取り扱いについてでございます。これは、各種審議会等へ議員を派遣しないということを決めてから、その取り扱いについてずうっと検討してきたわけですけども、これにつきましては7月18日に正副委員長会議を開催いたしまして、各常任委員会の年間スケジュール、定例会の委員会、それから所管事務調査の日程、それから執行部の各種計画ものが策定される時期、そういったものを一覧表に入れまして、今後の各委員会のスケジュールを立てていくというふうなことをご確認いただきました。それ以外に、派遣しないということを受けての各団体との意見交換、それから議会に予算・決算書が提出されておりますシルバー人材センター、振興会、土地開発公社、社会福祉協議会、こことも意見交換をやっていくということで、それぞれその時点で実際にもう意見交換をやったこと、また今後の予定、その辺も話し合いをしていただきました。

続きまして、委員会の運営方法についてでございますが、これにつきましては、これは新たなカルテでございます。これについての内容といたしましては、さらに活発な議論ができる委員会運営の検討であったり、それから常任委員会の今後ライブ中継を検討していく中で、その審査のあり方、それからそれに伴うこの委員会室のカメラに対応できるようなレイアウト、この辺の検討が必要ではないかということでのカルテでございます。

それから政治倫理指針の改正の検討、カルテ41、これも新規でございますけれども、これにつきましても、議会基本条例の中に議員の政治倫理のことがうたわれております。それを受けましてのことでございますけれども、カルテではセクハラやマタニティーハラスメント、パワハラ、そういったことに対する政治倫理指針の見直し、それからさまざまなハラスメント行為を禁止する、この辺の項目の追加、そういったことが対応内容に明記をされております。

それから7番目の議会改革白書2014につきましては、これについてはあすの推進会議で配付をさせていただくということで、前回は条例制定以後3カ年分、今回は昨年10月からことし9月までということの1年分ですけども、その活動報告、また決定事項の一覧、例規の改正、所管事務の報告、カルテにつきましては、完了、着手済み、未着手、この辺の整理をしたもの、それからアンケート、それから視察の資料、これの一つにして白書としてまとめるということで、これについては1年分だけではなく、前回配らせてもらったものに溶け込ませて一冊にすると。別々にするのではなく

一冊にするということで、準備を今進めております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今、24回の確認事項について事務局より報告をいたしました。この後の議題に絡むものも随分ありますので、詳細、一部のものについては議題のところで改めて内容について報告をいたします。

それから1点、(6)の上から2つ目、議会からの審議会への議員派遣の取り扱い、検討課題5というので、実は2つほど、まだ完全に解決していない問題がありまして、大体くっつけるところはみんなくっつけてやっていただきました。残っているのが国保の運営協議会と行政改革推進委員会、行革は副議長が充て職で真っ先にこれはもう派遣はしないというふうにいたしました。ここの2つがどうやってやるのかというのが、第20回の検討部会でも会派で協議というところでもまっております。事務局とも少し話をしながら、私案としては、行政改革については随分進んではいるものの、まとめて報告がされていないと。だから、それを9月の決算で決算書類と同時に行政改革の推進状況等についても報告してほしいということ。これは竹井個人の議会質問でそういう投げかけをして、多分今回も出ていなかったんです、行政改革の進捗に関しては。それから、この辺をまた改めて次回になりましたら、9月のタイミングで行政改革の進捗についての報告を簡単なものでもいいので求めるような、こんな手続をナンバー5についてはお願いしたいなど。これはちょっと事務局と引き続きそこは調整をするということです。

それから、国保に関しては、ちょっと協議会とは議論できませんので、昨年から9月の決算書類に国保の詳細が出ていますね、コストの内訳みたいな。あれをもうちょっと詳細に説明させるというかそういう格好にすれば、年に1度国保の状況についてはよくわかると。あれが去年から出ておりますけど、報告がないんですね。委員会提出資料としてごらん置きくださいで終わっている。その辺を、例えば予算決算の中でもうちょっと丁寧に説明を受けるとか。

それから、事務局とちょっと話をしていたんですけど、予算の場合は予算内示会が、ことしから予算決算協議会を開いて協議会の場でやると。だから、逆に決算の報告の場を1日とったらどうかなあと。今は余りにも簡便過ぎて、急げ急げということで、9時からやってもう一気に2日で終われと。何か急ぎ過ぎの状況だと思う。だから、もうちょっと余裕を持って、質問をしようとするとか開会前になりますけれど、整えば一番いいのは開会前ぐらいに、予算みたいな感じで決算資料の説明を少し受ける場をつくると、そうすれば質問することも出てきたり、国保の説明を聞いたり、行革の説明を聞くと。だから、決算はやっぱり認定ということで、余りにも簡便化してしまっているというところもあるので、こんなに資料が今あるわけですね。10センチぐらいの資料が出ておりますので、あれの細かな説明もないまま、以前ですと、午前中はざうっと数字だけ読み上げる説明をやっていて、そんなのは無駄じゃないかということで、全然やっていないわけですね。そういうのも提出資料の説明を聞いていないと。

だから、またこれは今後の課題として、決算の資料の説明の場を予算内示会みたいな形で、たとえば半日でもうまくとれば、そこで1回きちっと聞いておいて、そこで国保であったり行革も入れていただけるような、ナンバー5については、少し引き継ぎをしようと考えておりますので、また少し委員の方、この次までになるのかはわかりませんが、会派はあるんで、ナンバー5については少しそういう方向を考えようかなというふうに事務局と今調整をしております。ですから、少しまだまだナンバー5というのは完了していないということですね、行革と国保に関しては。ですから、少しそ

の辺も調整をかけられるように、事務局と調整して次の改選後の検討部会の中で議論していただけるような格好をとっていきたいというふうに考えております。

検討部会の確認については以上です。よろしいですかね、次のところで詳細はやりますので。

じゃあ、次に入らせていただきます。

2番目の議会改革白書へ掲載する内容の確認について、事務局よりお願いします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料1、各種委員会・会議の決定事項をごらんいただきたいと思います。

まず、議会改革推進会議でございますが、これは9月19日に開催をいたしましたけれども、そのとき最終確認いただいて決定した事項ということで、まず議会運営委員会の委員の定数は6名、選出方法については従来の会派案分方式から会派人数固定方式へ改める。会派人数固定方式では2人会派の扱いについての議論が必要になってくるということから、11月に新たな会派が出そろった時点で代表者会議において2人会派の扱いについて議論するというところでございます。

それから、議長、委員長の責務を明確にするため、基本条例に責務を規定する一部改正を行いました。

それから、その議長の責務の規定を受けまして、議長が常任委員会の委員にならない、これも委員会条例の改正を行っております。

それから、常任委員会、現行の3委員会とし、委員の定数は総務を6、教民を6、産建を5に改める。この定数で運用後支障が生じればその時点で協議を行うということでございます。

それから、予算決算委員会は、議長を除く17に改めました。

続きまして、議会運営委員会、これは8月21日の分でございますけれども、討論の通告の締め切りは、これまで申し合わせで閉会日の12時までとなっておりますけれども、今後は念のため12時になった時点で各会派に事務局が確認に回らせてもらうということを追加しております。

それから、追加議案に対する討論の通告でございますが、これは、質疑があった場合には従来どおり質疑終了後5分間休憩をとりまして、その5分間で通告がある場合は出していただくということになっております。もし、これで質疑がなかった場合、前々回のときでしたか、質疑がなかったんですけど、一応5分間休憩をとりました。でも、実際問題といたしまして、質疑がない場合は一般的に討論もないと判断されることから、もう討論の通告はなしとみなして休憩をとらずに議事を進めていくということを確認いただきました。

それから、広聴広報委員会、本日の午前中あったわけなんですけれども、以前に市のフェイスブックの中に会議録についての書き込みがございまして、今はインターネットでも見れるということで、各コミュニティに会議録の冊子をもう配らなくてもいいんじゃないかというふうなご意見をいただきました。それについて、7月24日付で市民文化部のほうで各コミュニティのほうへ調査をしていただきました。その結果を尊重させていただくということなんですけれども、結果といたしまして従来どおり冊子を配ってほしいというところが7地区、それからパソコンがあるので、電子データ、CDさえいただければそれでいいというところが4地区、それから残り14地区については、インターネットに接続をされておるので、ホームページから見るということで、もう冊子は不要ですというところが14ございました。ですので、この今9月定例会の会議録をこれから作成しますが、これを配付

するのが11月の予定ですけれども、そのときからこの希望どおりの配付方法に改めるということで、きょう確認をいただきました。

それから、保存年数につきましては、過去に議会事務局のほうに問い合わせがあったんですけれども、何年間冊子をのけておいたらいいんだというふうな質問がございました。これもあわせて調査の中で入れ込んでいただいた項目なんですけれども、1年、2年、3年という回答の中で2年が一番多かったですので、これについても2年間は保存をして、あとは各コミュニティのほうで廃棄をしてくださいと。それ以後については、ホームページのほうから見られますというようなことで、実施をさせていただくということで確認をいただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回から今回までの間に3つほど条例の関係、それから討論通告の関係、広聴、これは前回、いつだったか5月か6月のときにここで話をして、すぐ調査に入っていたきました。こういう結果が出ましたので、きょう広聴広報委員会で確認がとれましたので、この内容で。これも要覧のほうにはもう明記がされておりますので、この内容で進めていくということにさせていただきます。これについて、また白書のほうにも書いてありますので、この3つが今回追加になったということをお願いしたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

議題に入らせていただきます。

まず（1）検討課題についてということで、1個ずつ進めていきますので、①市民アンケートについて、まず事務局から報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料2の1、このアンケートの報告書をごらんいただきたいというふうに思います。

先に、ちょっと5ページをごらんいただきたいんですけれども、調査概要の2番ということで、市内全域20歳以上の市民、対象は1,000人でございました。郵送による回収ということで、調査期間は7月29日から8月18日、有効回収数が360ということで、回収率36%でございました。

6ページからがそのアンケートの結果の数値と分析結果でございます。それから、一番後ろのほうには、その他意見ということで、45ページからは自由意見であった意見は全部列記をさせていただきます。これを全部説明しておりますと時間がございませんので、またページを戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

部会長と事務局のほうで、総括としてまとめましたので、こちらをもって説明をさせていただき、またお時間があるときに後ろのほうをごらんいただきたいと思います。

総括で、まずは議会活動への市民の認知度ということでございます。

まず1つ目が、二元代表制の認知、議会の役割の認知については「知っている」「おおむね知っている」と50%の人が回答をしている。また、定例会、臨時会の開催、常任委員会の活動の認知で、おおむね40%の人が「知っている」と回答がございました。

次が、地方議会での議会基本条例制定の認知で「知っている」は23.3%、亀山市議会の議会基本条例の制定と施行の認知では「知っている」は11.1%、議会改革取り組みの認知では「知っている」は15.8%ということで、低い水準の結果が出ております。

議会改革の継続と必要性については「必要だと思う」が57.2%と高い水準であり、これまで亀

山市議会で議会改革を進めていたことへの認知は低いものの、議会改革の継続と必要性については認識されているということがわかりました。

議員定数について、合併時の22人について「知っている」が50%、新たな18人については「知っている」が41.7%と、半数近くの方が認知をしている。議員定数減の評価では「適正である」というのが41.7%、「多いと思う」が24.7%ということで、おおむね評価されているのではないかと考えられます。

議員報酬については、月額39万であることについて「知っている」が38.6%、「知らない」が60.6%で、二元代表制や定例会、臨時会の開催について知っている人でも「知っている」が30%弱と、報酬額については余り認知されていないことがわかりました。しかし、報酬月額39万円の評価になると「適正であると思う」が21.7%しかなく、「多いと思う」が44.7%と「適正であると思う」の倍近くになっていると。報酬額は知らないけれども、額の高さについて聞かれると多いという回答となっている。

次が、会派制度と政務活動費ということでございます。

会派制度については「知っている」が47.8%と半数近くを占めており、会派制度はおおむね認知されているのではないかと考えます。

政務活動費の認知では「知っている」は13.9%で、「知らない」は85%と、ほとんどの人が認知していない状況であると。政務活動費の交付額の評価では「適正であると思う」が26.7%、「多いと思う」が22.8%と拮抗しているが、「わからない」が43.9%を占めている状況である。政務活動費については、認知されていない状況であり、そのため交付額についても判断しがたいのではないかと考える。

次、5番目の会議日程に関する情報入手方法、本会議や委員会の傍聴経験、市議会会議録の閲覧についてでございます。

会議日程の情報入手は「市議会だより」が48.3%、「ケーブルテレビの情報」が18.3%、「新聞紙面」が11.7%、「ホームページ」が6.1%の順で、市議会だよりやケーブルテレビでの情報入手が約70%、ホームページでは6.1%しかないということでございました。

本会議や委員会の傍聴経験、会議録の閲覧状況は7%前後であるが、閲覧された方では約半数がホームページでと回答している。

続きまして6番目、本会議や予算決算委員会の生中継や録画放送。

本会議の生放送、録画中継をケーブルテレビで「見たことがある」と47.5%の人が回答しているが、インターネットでの録画放送を「見たことがある」と回答した人は6.7%と非常に少ない。ケーブルを通して視聴していることがわかりました。視聴して関心が高まったかについては「高まった」は23.4%で、「変わらない」が60.2%と大半を占めております。

「こんにちは！市議会です」の視聴、ホームページの閲覧、議会だよりの閲覧について。

「こんにちは！市議会です」の視聴状況では、「見たことがある」は17.2%、本会議の視聴と比べて半分以下の数字である。放送時間が毎時00分であり、終日放送していないこともその要因の1つではないかと思われまます。

市議会のホームページの閲覧状況では、全回答の8.9%、32人が「閲覧した」と回答。回答者の属性で、インターネット環境の問いでは70.5%、254人が「接続できる」と回答があり、イ

インターネット接続の環境のある人では12.6%となり、非常に少ないことがわかりました。

「こんにちは！市議会です」の視聴状況、市議会のホームページの閲覧状況では、インターネットのみの環境では視聴、閲覧した人は全体平均の半分以上で、ケーブルテレビとインターネット接続環境の人では、全体平均より高いことがわかり、インターネットのみの環境の人より、テレビとインターネット接続環境の人の関心が高いことがうかがえました。

議会だよりの閲覧状況については「読んだことがある」と回答した人が68.6%と、多くの方に読まれていることがわかりました。二元代表制や定例会の開催を知っている人で読んだことがある人は85%弱、ホームページを閲覧している人で読んだことがある人は90%弱と非常に高くなっています。インターネット接続環境のある人も含めて、議会だよりのほうがホームページよりも多くの人が見ていることがわかりました。

8番目、スマートフォン等への会議のライブ中継や録画放送の提供について。

ライブ中継や録画放送を「見ようと思う」が16.7%にとどまり、「見ようと思わない」が41.1%であるが、ホームページの閲覧が8.9%にとどまっており、インターネット経由の関心は薄いように感じられる。

9番目、請願書や陳情書制度の認知や利用について。

請願書や陳情書を市議会に提出できることを「知っている」は25.6%、「知らない」が72.2%、制度の利用については「利用したいと思う」が34.7%、「利用したいと思わない」が60.8%と、この制度への関心は低いものになっています。

議会報告会については、議会報告会の必要性では「必要だと思う」が59.4%とありますけれども、「出席したいと思う」人は25.6%と、必要性は感じながらも、出席したいのはその半分程度で、積極的な参加意識までには至っていないということがわかりました。

議会報告会で聞いてみたいことでは、トップが「保健・福祉・地域医療」で67.4%、「市議会の本会議の内容や委員会活動など、議会活動」が53.3%と2位になっていました。

まとめといたしましては、議会活動の大枠的な面は半数近くの人に認知されている。この3年間の議会改革の取り組みについては、議会基本条例の制定と施行の認知で「知っている」が11.1%、議会改革取り組みの認知で「知っている」が15.8%と低い水準であることがわかりました。

これまで、議会のさまざまな情報は、議会ホームページを活用して広報活動を行ってきました。しかし、ホームページの閲覧はインターネット接続の環境がある人で12.6%と非常に少ないことがわかりました。

議会だよりは68.6%の人が閲覧しているが、議会基本条例制定後もこれまでどおりの報告内容を中心として作成し、議会改革の取り組みを十分に報告してこなかったことも議会改革の取り組みへの認知が低い要因ではないかと考えます。

今後、議会活動や議会改革の取り組みの認知を高めるために、ホームページの充実も継続して取り組むと同時に、70%近くの方が閲覧している議会だよりの報告内容について、市民の方の理解が深まるような広報のあり方について、十分検討をすべきであると考えます。

その他の項目については、今後推進会議の中で分析して、対応を進めていきたいということでまとめております。

今後の予定ですけれども、これのカルテ、資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2の裏面、対応内容ということでございますが、2つ目のちよぼです。本日の部会でこの報告をさせていただきます、これはあしたの推進会議が終わってからになります、今後ホームページでこの報告書を公開するとともに、議会だより第50号、これは1月1日号のお正月号になりますが、このときにアンケートの抜粋版を掲載する予定でございます。

ホームページに載せますのには、この報告書の総括の部分は、これはあくまでこの議会の総括でございますので、この部分を抜いて、それ以後のアンケート結果の部分から載せさせていただく予定をしております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 事務局より市民意識調査の報告書について、総括のところでの報告をさせていただきます。詳細を報告しますと長くなりますので、大体この内容をまとめるとこんな状況であるということで、報告をさせていただきます。

それから、クロス集計といいますか、単純に集計したものと、時々二元代表制や定例会の開催を知っている人で、読んだことがある人というふうな文章が総括に出てきます。これは、二元代表制の認知とか、それから定例会を知っているよという人たちが大体4割強いらっしゃるんで、それを答えた方がこういうことにどう答えられたか。要するに二元代表制もよくわかっていない、定例会があることもよくわかっていない人に聞かけると、その内容は当然低くなりますので、関心の高い方がそれぞれ単純に出した数字に対してどうなんだろう、そういう見方がクロス集計といいます。そこから出してある。ですから、物によっては二元代表制や定例会を知っている人は高くなるわけですね、関心が高いわけですので。そういうふうなところが時折出てきますので、一度このアンケートの内容を見ていただければありがたいと思います。

それから、一番後ろのほうにはトータルで94件ほど自由意見がありました。その中には、幾つか書かれている人もいらっしゃいましたので、一応内容を分けました。市政策への要望・意見的なもの、それから議会への要望・意見的なもの、それから定数に絡むもの、報酬に絡むもの、政務活動費に絡むもの、広聴広報に絡むもの、アンケートに絡むもの、どこにも入らないその他と。ですから、これ全部足していただくと94を超えます。例えば1人で2つ書いてあったやつは分けて入れてありますので、多分100を超えてきますけど、一部、分けながらどんなお声があったのかということもここへ。

それから、個人名載っているのは、ここは省きました。個人情報問題もありますし、たとえ議員であっても個人名は控えたほうがいいというところは消してありますので、そういう書き方で整理はしています。順番は並んではないですけど、こういう内容があったということだけは確認をいただきたいと思います。

それから、まとめのところを書きましたが、ホームページの充実が多分三重県でも上のほうだろうし、本年またリニューアルをします、さらにまたいいものができ上がってくると。ただ、実際ホームページの環境にある人は7割ぐらいですので、250人程度ですから、その人のホームページの閲覧も12%と、だからまだまだ低い水準ですので、そこはそのまま置いておいて、どんどん充実すれば少し広がりを持たせてもらう期待感を持ちながら、それよりもやはり一番皆さんが見ている議会だよりについて、もうちょっと充実を図ったほうが、この3年間頑張っ取り組んでもほとんど伝わってなかった。それは伝えていなかったらと、部会長としては大反省をしておりますけど、要するに伝え方が少しホームページ側に偏っていたんじゃないかというまとめ方をさせていただきます。

した。

あとは、それぞれ見ても急にどうこうできるようなものはないので、もうちょっと市民への認知、ご理解をいただくところを今後できないだろうか。

それから1つだけ議会報告会は何も書いてありません、どうしたらいいのかというのは。これは、必要と思うのは6割いらっしゃいますが、参加したいというのは4分の1と、この辺をどう見るのかという問題。それから、先ほど言いました審査会への議員の派遣なんかで各団体とのいろんな会議も始まってきた。それから所管事務調査も少しずつ充実をしてきたという中で、一般市民の方との意見交換の場というものをどう見るのか。これは、やっぱり次の課題に私は申し送りたいと思います。所管事務調査でも相当のボリュームを割いて今活動していただいておりますので、これに議会報告会が入ってくると倍ぐらいの精力をまた割かないかということもありますので、これはゆっくりとまた来期、少しずつ議論を重ねていただければというふうに思います、報告内容も含めてですね。今のところ必要かと聞けば必要と答えるんだろうと思うんです。ただ、行きたいかという余り行きたくないというので、この辺をどういうふうに見たらいいのか。

それから、議会改革自体が少し認知されていなかったという問題もあるので、この辺をもう少し熱心に取り組んでから、そういう部分への対応でもいいのではないかなと思いますね。だから、10番議会報告会は特に触れることなく置いてありますので、またこれは次のところに申し送りたいと思います。

大枠的なまとめ方が総括してありますので、この内容で確認されたいこととか、ありましたらご発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

後ろをずっと一度読んでいただきたいというふうに思います。

本当は、総括の議論をしたかったんですけど、その日がないので、事務局と私のほうで、私の主観も交えてつくらせていただきましたので、また今後の参考をお願いをしたい。

それから、これを4年後にまたやりますので、ほぼ似たような内容で4年後にもやらせていただきますので、そうすると、ことしと4年後の比較をとれば、ふえたところ、減ったところ、特に議会改革への理解度が高まっていれば効果があったということですから、やっぱりその辺は4年後にまた似たような設問とさらに追加する設問と、このあたりを新しい改選以降、お願いをしよう。だから、4年後にもう一度やるということは確認をしておきたいと思います。

よろしいですかね。総括以外はぎょうせいさんがまとめたものですので、これはコンサルへ委託した内容です。これをホームページにそのまま張らせていただきます。またご一読ください。次の議会改革のネタもたっぷりあると思いますので、何点かも新たにここへ入れておきましたので。よろしいですか、急に渡して内容を確認するのも大変でしょうから、一度またお読みいただければ。それからご意見のところもよくお読みいただければ、まだまだ議員の立場というのは、議会改革度が100位だ、60位だと言っはいますけれども、伝わっていないので、まだまだ認知としては従前どおりかな。18人の評価だけが高かったというふうな印象と思います。一度読んでいただきたいと思います。

それでは次に、これも先ほど確認事項でありました議会要覧の見直しについて、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料3の1、市議会要覧、A4横をごらんいた

だきたいと思います。

前回、ほぼ完成版をお配りさせていただいておりましたけれども、1ページめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

まず、市議会の沿革が入っております。それから、これまでの議員名簿、それから歴代議長・副議長のお名前、それから先例集ということで、先例集は(1)議会基本条例の1から、ずっとページめくっていただきまして、最後(24)のその他の事項92ということで、92項目にわたって先例集をまとめてございます。それから、前回なかったところですけども、5番といたしまして例規集ということで、関連する例規をつけてございます。

これずっと見ていきますと、まず市議会の沿革が入ってまいります。これをずっと見ていきまして、数ページめくっていただきますと、議員名簿ということで、合併以後のこれまでの議員名簿がつけてございます。その次のページをめくってもらいますと、3番で歴代議長・副議長のお名前が上がっております。その後が市議会先例集ということで、この文面中に、例えば「法」と出てきましたら地方自治法のことであったり、「基条」と出てきましたら議会基本条例とか、「規則」は会議規則のこととか、その辺の凡例が上げてございます。

1番の1の議会基本条例から、ずうっと九十幾つまでですけど、途中、前回まだ空欄になっておったのが48のところ、先ほど説明いたしました会議録の配付の扱いが左の項目48のところ右の欄に配付についてということで、こういうふうになりましたということがまとめてございます。

それから、ずうっとめくっていただきまして、この項目がその他で92番まで来まして、それからその後ろに例規集がつけてございます。まず例規集の目次が来ておりますが、地方自治法は余りにもページ数が多いので、第6章の議会のところだけ上げてございます。以下、まずこの議会の関連する条例、規則、規程、要綱、関連するものは全て上げてございます。内規も上げてございます。最後のほうには専決処分の事項のことが2件、それから議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分の条例、この辺も入れてございますので、またごらんをいただきたいというふうに思います。

これを今度は白書と一緒に一つにとじて、あすお渡しさせていただきます。以上でございます。

○部会長(竹井道男君) 当初、先例集という言葉を使っておまして、もともと市議会要覧というのが、皆さんのお手元にお配りしてありますので、この整理を多分これ3年ぐらいかかったと思えますけど、ちょっと1年ぐらいフルスピードで整理をしていただきました。

今後につきましては、それぞれ決めた決め事については、ここにどんどん追記をしていくようになりますので、これさえ熟知していただければ、すぐにベテラン議員になるというふうな仕掛けになっておりますので、知らなかった、わからなかったということがないように、多分ベテラン議員でも知らないことは、私でも知らないことはいっぱい、これを見ながらありましたので、何かあればこれをめくっていただくということで、1つだけぜひわかっていただきたいのは、これを固めるためにつくったものではありませんので、いつでも変えていただくためのもをつくただけですから、皆さんでおかしい点があったり、これは時代に合わないねというのが出たり、それから世の中の議会の動きの中で、これはよその議会に比べてうちは少しおかしいねというのがあれば、いつでも変えられるようにつくった資料ですので、これは生き物になっておりますので、絶対柵の上に置いてほりかぶるものではないというふうに。

それから、どこの委員会で決めたというのもちょこちょこ書いてありますので、例えば議運だと

か広聴広報だとか代表者だとかと。だから、そこを見ればこの内容はそこが改正をするんだなということになります。ただ、大もとは検討部会に全部一旦入れてくれというふうに事務局には言っておりますので、100は無理ですけれども、九十数%のものは一旦ここでカルテを起こして、それから確認した上で各委員会に流すと。今でも議運に行ったり、代表者会議へ行ったり、広聴広報へ行ったりしていますけど、これはばらばらでやりますとコントロールできませんので、一旦カルテとして起こして、それぞれの担当で議論していただいたものが要覧にまた反映されるという仕掛けですので、ルールは守るためにありますけど、変えたければいつでも変えられるというふうなために、これはようやく3年がかりぐらいで整理がつかまりましたので、これも一度時間があつたときにずうっと読んでいただきたいというふうに思います。これが今亀山市議会を動かしている内容です。

それから、申し合わせ事項って以前ついておりましたが、それがなくなりましたので、この中に申し合わせも入っております。前は別建てで申し合わせというのが1ページありました。それもみんなこの中に申し合わせとして入れてありますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、前の要覧にも後ろのほうに関連する例規が入れてありましたね。無理を言って入れていただきました。これ探せばいいんじゃないかというふうな方もいらっしゃるかもしれませんが、これを入れておけば、特に地方自治法なんか一々探そうと思うと大変ですので、これを見ていただいて、実際大もとはどうなんだというふうなものも入れておきましたので、いつもお手元に置いていただければ、議会の中で動きはわかるようにして、それから、今後改正があれば、当然事務局のほうに年一遍この白書のときに合わせてつくりかえるようになりますので、皆様のほうも少しご関心を、これもまた持っていただければと思います。

今回は、できたばかりですので、確認されることはないと思いますけど、またこれを一読されて、次の機会にまた何か疑問点等ありましたら、事務局に打ち上げていただいて、検討部会でも議論できるようなことにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。相当のボリュームですけど、ぜひ本当に一度隅から隅まで読んでいただきたいと思います。

よろしいですかね、完成版ということで最新版まで入れてありますので、9月29日の条例改正のところも全部入れてありますので、またあした、白書の中に入れてお渡しします。

じゃあ次に、③基本条例の逐条解説について、これも事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料、これはカルテでは4、それと逐条解説は4の1をごらんいただきたいと思います。

前回の検討部会では、22年6月の条例制定時の逐条解説と改めております逐条解説のその時点での最新版をお配りしましたけれども、今回、最終形が完成いたしましたので、お手元に配付させていただきました。

めくっていただきますと、最初前文が来て、次1条となっていくわけなんですけど、全てまずは条例本文が四角で囲われております。その次に、この本文の解説が来て、その最後に用語解説及び参考ということで、これは最後のところはないところもございます。例えば3条なんかでは、特に用語解説はございませんけれども、大抵の部分で用語解説と参考も入れてございます。以上のような形で整理をしております。

これは、ごらんいただきますと、6条、7条のところには9月定例会で改正いたしました議長の責

務、委員長の責務も、もう既に追記をしております、その解説も入れてございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回、お渡しした逐条解説に9月定例会で改正しました議長の責務と委員長の責務も入れて、本当の最終版で今回お渡しをさせていただきました。ですから、この逐条解説の整理もいたしましたので、一度またこれも条例の背景とか、それからそれに関連するいろんな用語解説も載っておりますので、改めてこれをまた私もこれをつくるときに読み直しましたけれども、やっぱり一度こういうところからあるんだなというのがありますので、ぜひまたご一読を願いたいと思います。

これはよろしいですね。だから要覧とこれはセットというくらいのイメージでぜひお願いをしたいと思います。

それから次に④議会の情報化についてを議題にします。

事務局より内容を報告いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料5のカルテをごらんいただきたいと思ます。

議会の情報化について、カルテ36番でございます。

パソコンやタブレット等の利活用の検討というところでございます。

今回、青字の部分が新たに追記をさせていただいておる部分でございます。

まず、対応内容のところ、Wi-Fi環境、無線LANの環境でございますけれども、当初は7月に一旦やりましたけれども、やはり事務局から会派室まではちょっと遠いということと、それと仕切りが鉄筋ですので、なかなか電波が届きにくいということがございまして、市民クラブさんの前に今1つ中継で置いてございます。これによりまして、各会派室は何とか一応届くようになったのがちょうど総務委員会の前日、9月17日に完了したということでございます。

それから、今後タブレット等の活用シーンを研究するというので、裏面でございますけれども、今月1台タブレットを事務局で買って、実際にどんな活用ができるのかをこれから研究したいということで、財政のほうにも言って1台購入手続に入っています。間もなく来る予定でございます。

購入するものとしては、マイクロソフトのサーフェスプロ3を考えています。通常のタブレットではなくて、オフィスが使えるものということで、これを選びました。ですから、単に見るだけではなく、そこで資料などを作成したり、データをつくったりとか、そういう利用もできたほうがいいのかということ、これで研究をしたいというふうに思っています。

以後は、これからの予定になってくるわけなんですけれども、パソコン、タブレットの利活用指針を今後検討していく必要があるんじゃないかと。

それともう1つは、これは新年度に向けてということになるんですけれども、この事務局での検証と並行いたしまして、まずは議会の内部会議、例えばこの検討部会であったり各委員会であったり、まずはそういった内部会議でタブレットの活用を検証するというので、会議に必要なタブレット端末、これは委員さんの数プラス正・副議長さんプラス事務局長ということで約10台、これを1度新年度に予算要求をして導入を。まずは会議の中でやってみて、最終的には、市職員と同様に議員の皆さんも1人1台配備できればなということで、段階的にまずは事務局、来年度当初はまず会議で活用

してというふうな形のスケジュールを考えております。

次、5の1は部会長のほうで作成いただきましたが、タブレット型パソコンの配備ということで、これまでのこれは執行部側の経過であったりとか、私どもの議会の取り組み内容であったり、なぜこのサーフェスを購入するのかというあたり、それから総括という部分に向けて、竹井部会長のほうでまとめていただきましたので、これは予算要求につけていこうというふうに思っております。

次、5の2で、昨年のホームページのリニューアルのときに議員の皆さんにアンケートを実施した結果でございますけれども、1番でICT環境ということで、パソコン、スマートフォン、タブレット、こういった環境に22名中19名の方がいるという、これも実際19名の方が使っているよということで、これも予算要求につけていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 議会の情報化については、いろいろとiPadとかが出てきて、さまざまな議会で持ち込みとか動きがありますけれども、簡単に言えばどういうものをそれに乗せるという議論がないまま皆さんにお渡しをしても余り意味がないということで、少し時間を置いて考えていました。それで、うまいことタブレットとパソコンを融合したようなマイクロソフトで新しいのが、特にサイズが12インチですので、両方の場面に活用できるという。これは個人で持ち歩くというよりも、議員が使うやつですので、それを1台購入してやろうかというところまで来たんですが、事務局としてはそれで研究してやっていると予算が再来年になってしまうと、ことしの予算が10月ですので、これを越すと来年の今ごろにこの議論になると。ということは、皆さんにやろうよというのは、もう次の年になるということで相談がありまして、私のほうでちょっと手前みそ的な資料ですけど、少し引っ張り出してつくりました。

これは13年ですので、当時おられた方は服部さんと2人かな。2001年ですので、ちょうど2000年問題の後、職員1人1台、これが私は大好きでいろいろ議論していただきましたので、ちょっと資料を引っ張ってきました。ぜひこれは覚えておいてほしいんですけど、200台配備するのにLANの整備だけでも工事費とLAN整備で2,600万円の金をかけて、それから使用料、賃借料、200台で3,900万、それから当時職員さんも1人置いておりましたので150万、ですから6,600万円かけておるわけですよ、職員に置くのに。議会にちょっと置くのに金をぐつぐつ言われたくない。たかだか20台配備するのに何ぼの金が要るんやということで、これをぜひ頭にたたき込んでほしい。これ200台です。もっとふえていますよね、四、五百台あるはずですので、さらに追加されている。

当時、これでこうして会派室に1台パソコンを置いていただきました。1人1台は無理なので、当時はなかなかお使いにならない議員さんのほうが多かった。そのときにリテラシー担当の職員からも1回だけパソコン操作の勉強会が各会派でありました。簡単に言えばネットをつなぐと。その後2回入れかえがあって、つい最近3台目のパソコンが各会派室に配備がされています。

一番やっぱりきいてくるのは、さっきのアンケートの結果。ふっと思い出して、これを見ました。実はこれ仕掛けがされておまして、このアンケートの設問をよく読んでいただくと、パソコンを持っていますかと書くといろいろ不都合があるんで、組み合わせがいっぱい書いてあります。これをよく見ると、デスクトップ、ノートパソコン、タブレットという人がパソコンがつながっているわけですね、コンピューターが。ですから携帯とスマホだけの人が3人いらっしゃるということは、残りの人はみんな何かでつながっている。だから19人ぐらいの人がもう既にそういう環境をお持ちと

いうのはこれでわかるような設問がここにつくってありましたので、結果的にこれを今見ると19人がそういう環境にはあるねと。それから、使い方もネット、資料作成、メール、データ管理ということが2のほうにも全部皆さんの答えが入っておりますので、議員としては十分使える環境になってきたということを書いております。

それから、隣の2ページ目に総括の中で、ぜひこれは職員の人に会ったら言ってほしいことがあります。上から3.最後の総括ですね。「なぜ議員1人に1台かを問うことは愚問」というふうに書いておきましたので、みんな1人1台持っているのにね、職員は。何で議員に1人1台と聞かれたら、そんな聞くほうがやばやと。なぜ議員に配備されてこなかったかを問うべきだというふうにわざと書いて、これは竹井の私案ですので。ここがポイントです。渡さなかったほうが悪い。あえて僕らはもらってこなかった。だからもうその時期に来たんだと。リテラシーも十分なリテラシーがあると。19人使っていっちゃるし、いろんなこととお使いですので、十分リテラシー、要するに操作能力はあるんだというふうに書いておきましたので、これはぜひ議長にお願いして、これは前田議長のと きになると思いますけど、予算要求をやらなあきません、これに関しては。

ぜひ、また皆さんの意欲も、これわざときょう入れましたのは、配備すべきだと検討部会で確認をしたと。検討部会が言っているんだというふうに予算要求をさせていただきました。これ、事務局が言っておるわけじゃありません、議員がやりたいんだ。これがうまくいけば全員に、あと10台買えば議員全員に1台ずつお渡しできますので、以前から政務活動費で欲しいとかあったのをとめていました。個人で持つと家に持って帰ったりいろいろあるので、これからは全員1台お渡しすれば、所有権は議会にありますので勝手なことはしたらだめですけど、自由にお持ちいただいてもできますので、何とかこの期中に全員にお渡しできるように、私もちょっとまだ先かなと思っておりましたが、一気にここまでまとめ上げましたので、あとは皆さんのほうでぜひ活用シーンもいろいろご提案をまた事務局のほうにお願いできればなというふうに考えております。何としても来年度中に10台入れて、きょうの会議なんかではこれなしですよ。ペーパーレスで見ながら、あそこに大きな画面を置いて、手元で見るというふうな会議が議運とか検討部会とか、それから所管事務調査も可能ですよね。ペーパーレス化にもつながりますし、スキルアップにもなってくるんで、ぜひそういうふうなことを今度入れ込みましたので、全員でこれは事務局の支援を、自分たちのものですのでね。事務局は関係ありませんので、ぜひこれをお願いしたいと思います。

よく何でというのがすぐ始まりますので、全部1台持っているわけですので、なぜ議会にないのかというほうが不思議な話ですので、そういうまとめ方をしましたので。

この点で何かご質問なりご確認があれば。要らんということはありませんね。

(発言する者あり)

○部会長(竹井道男君) そういう議論も、今ファクスの議論もありましたけど、これが配備されれば、もう全員メールです。いやと言ってもメール。鳥羽なんかはそういうふうになっていますので、オフィスも使えますので、それからUSBも差さったり、ミニSDカードも入りますので、自分のデータを持ち歩いてぴこっと差せばできますし、多分iPadよりはもっとさまざまに使える。最近、いろいろああいいうITのニュースを見ているんですけど、企業系は結構これにいきそうな雰囲気もありますので、皆さんには仕事のできるタブレットをお渡ししたいと。遊びでこやるタブレットは個人で買っただきたいというふうに考えております。それは個人でお使いになって、そんな意図をこれ

に入れておきましたので、あとは新期になりましたら、ぜひ会派構成されるでしょうから、皆さんでご議論をお願いします。

よろしいですかね、この配備に関しては。特によろしいですね、オーケーをもらわないと。

(「オーケー」の声あり)

○部会長(竹井道男君) じゃあ、これで予算要求のほうは、事務局のほうから続けていただきますので、また議長のほうにもよろしく願いをしたいと思います。

じゃあ、次に入らせていただきます。

じゃあ10分だけ休憩をとります。

午後2時01分 休 憩

午後2時11分 再 開

○部会長(竹井道男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に⑤委員会の運営方法についてを議題といたします。

事務局から内容について説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) それでは、お手元の資料6、カルテ番号40番をごらんいただきたいと思います。

検討課題としては、機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とはということで、検討内容が、これまでは委員会の運営方法についての1つでございました。これに対しては、この対応内容の右下のほうでさらに活発な議論ができる委員会運営の検討であるとか、一番最後のライブ中継に見合う委員会の運営方法の検討を行うということだったんですけども、検討内容にもう1つ、議場、委員会室の運営についてということをも1つ追加いたしました。ですので、裏面にかなり青字で追記をさせていただきます。

大きく言いますと、議場と委員会室のカメラ、音響システムの関係でございます。

ちょっと現状分析からいきますけれども、かなり古い話になってくるんですが、今の議場のカメラシステムは、まずは庁内テレビ用ということで設置をいたしましたのが平成5年12月のものが今ついでおるということでございます。

そして、平成16年6月定例会からケーブルテレビの放映がスタートすると同時に対面式を導入しました。

その対面式を受けて、その16年12月定例会から議場の前後の壁に45インチの液晶モニター、今前後についておりますが、これを設置いたしました。

その次が、18年12月に議長席の横に1つカメラを増設いたしました。これは議員の質問席をアップで映すカメラでございます。

それから21年9月定例会から本会議のインターネットでの録画配信がスタートをし、22年9月からは委員会の中の予算決算に関する録画配信がスタートいたしました。

それから23年1月からテレビ放送がデジタル化になりましたけれども、今現在うちのケーブルテレビ、行政情報番組のチャンネルは、これはアナログの映像ですので、これをデジタルに変換して今放映をしております。

それから23年3月から予算特別委員会も録画配信をスタートいたしました。

そして26年9月からは本会議と予算決算についてインターネットでのライブをスタートいたしました。

あとは、次が委員会室の状況でございますが、もうこの現状の今のマイクが製造中止でございますので、これを増台することが今はもうできないということで、今現在絶対数が不足しております。ですので、執行部が出席する委員会となりますと、議員の皆様も2人で1台ということになりますので、どうしてもクリアな音声というのが録音ができなくなっている状況でございます。

それから、全てマイクは有線でございますので、後ろに執行部が入りますと、部屋中にケーブルを張りめぐらせる状態で、誰かがひっかけるとそれ以後のところは全て音声が入らないと。これが結構会議中、最近多発しておる状況でございます。

それから、マイクスイッチの入力が事務局では操作ができませんので、時々スイッチを入れ忘れるケースなんかがありますと録音ができませんので、マイクスイッチを入れにいかんならんと。今、結構たくさんの議会ではもう事務局でそういう場合はスイッチを押すとマイクがすぐ入るといふようなシステムにほとんどが変わってきております。

それから、今の委員会室のマイクは古いのでアナログ方式であるということ。それから、予算決算委員会の映像はネット配信はしておりますけれども、あくまでホームビデオカメラで撮影しているということで、やはり画像がそうよくはないというのがございます。

それから、議場のカメラシステムについては、平成5年導入ということで、老朽化によるふぐあいがこれまで発生しておりまして、その都度修繕で対応してきておりますけれども、やはりカメラがアナログであるということで、画質も悪いということが言えます。

議論の内容でございますけれども、まずは委員会室のマイクシステムの更新、それから常任委員会のライブ中継を見据えて委員会室へのカメラシステムの導入、それから行政情報番組のハイビジョン化にあわせて議場のカメラも更新をすると、この3点が上げられようかと思えます。

対応内容ですけれども、ライブは9月からやりました。ですので、今後将来のインターネット中継を見据えて、また議案審査の方法についても現在の一括方式から個別審査に改めるとともに、委員の発言も予算決算審査方式、1人当たりの持ち時間制でございますが、やはりある程度の持ち時間を決めたものの導入を検討していく必要があるのではないかとということでございます。

たしか9月定例会では、産業建設委員会のほうで従来の一括から議案ごとの審査法を試験的にやっていたいただきました。また、委員会室のマイクシステムもこれをデジタル化するとともに、有線から無線方式に更新をすると。これを予定ではもう来年度、まず委員会室のマイクからやりたいなど。そして、次に委員会室のライブ中継用のカメラシステムを導入ということで、これについては28年度にできれば導入をしたいなど。このカメラシステムを導入しますと、今の円卓での委員会というのがなかなか撮影しにくいので、この辺の座席のレイアウトも当然変更していかんならんとということでございます。

それから、最後にケーブルテレビ、これは行政情報番組のハイビジョン化にあわせて議場のカメラシステムを更新するというので、議会としては早くしたいんですけども、執行部のほうがハイビジョン化されないのに、うちだけハイビジョン化カメラを入れることは、なかなか財政さんのほうも許可が出ないと思いますので、その辺のタイミングは執行部と合わせたいということで、執行部のほうへ確認をしましたら、来年度のハイビジョン化はないというふう聞いています。早くて28年、

場合によっては第2次総合計画がスタートする29年、どちらかかなということですので、それは執行部のタイミングに合わせてというふうな形で思っております。

別紙の6の1が更新計画でございますけれども、委員会のまずマイクシステムはこの10月末が予算要求の時期ですので、ここで要求をして来年、新年度早々に指名審査会を出して、5月には契約して、9月議会に間に合うような形でまずマイクシステムを更新したいと。委員会室のカメラの新設とレイアウトの更新は27年10月に要求をして、28年度当初からかかって28年9月までに完成させたいと。議場のカメラシステムは、これも執行部のハイビジョン化の時期に合わせてということで、28年であれば委員会室のカメラと同じ時期になりますし、29年ということであれば一番下の2案のほうでございますけれども、29年9月をめどにできればなというふうに思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） これも先ほどのタブレットの要求と一緒に、従来ですと事務局から要求が上がるわけですが、やはりいろんな議論の過程を聞いておりますと、余りにも私たち議会が予算に対して関与をしなかった。要するに代表者会議でこんな要求をしますよということを知りただけで、本当にその必要性とか、なぜ要るんだという議論はされていなかったと。私たちの活動のための予算と事務局が動く予算は別物ですので、議員が活動するための予算は、やっぱり議会も入っていくというふうなことをちょっと事務局とも打ち合わせをしながら、その視点が抜けていましたねということで、先ほどのタブレットと、今回の委員会室と議場のいろんなシステム変更については、この場で少し確認をとるということにして、議会全体はそういうふうなんですよというふうな流れを今後持ち込もうというふうに。これを受けて多分代表者会議でもう一度議論にはなりますけど、事務局が発案して、後追いで代表者で議論するんじゃないかと、同時に私たちも議論していくと、予算の必要なものは。そういうことで、これをあえて入れさせていただきました。特にマイクのほうが全くこれもなかなか大変です。時々スイッチが入らないと、後ろでばたばたとしておりますので、これについては確かに必要かなというふうに思います。

それよりも何よりも一番重要なのは、議案審査の方法をどうするんだと。もう5人と6人になります、今の予定では。当初の2委員会はもうノーになりましたので、そうすると5人の委員会で委員長がおって4人で発言してと、例えば6人でこうやると。そうすると、発言しなかったその時間を全部もらおうかと。そういうやり方はやはりテレビにはなじまないだろうと思うんです、ご自宅でごらんの場合。将来ケーブルでも流せますけどね。ネットで流せるということはケーブルでも流せるんですから、線をつなぎかえれば。そう思うと、やっぱり予算決算の理事会をつくって、いろいろあれも10分にせいとか15分にせいとか、全員のときには怒号が飛び交うまでもないけれども、賛否が交錯するのを理事会制度をつくって、理事会で議論をすることにしましたので、比較的上手に回っていくやないかと、会派のご意見も頂戴して。ですから、委員会についても津の議会なんかは委員会でも通告制をとっているわけですが、前日までですね。亀山市議会はそのままでやる必要はありませんけど、それぐらいシビアに、やっぱりいろいろあるんだと思うんですね、そうしないと。発言の内容を確認してやると。

だから、できれば委員会の運営も申しわけないですけど一番古い議員ですので、私から見ればまだまだ議員の発言にばらつきがあると。やっぱり大事な条例の審査をする、予算の審査をするのに事前準備はやっぱり自分自分で各委員がやっていたら、やっぱり根掘り葉掘り、いろんな問題点や課

題点をその委員会が追求していただかないと、委員会の価値自体が問われてくると。ですから、やはり個人的に言わせていただければローテーションでぐるぐる質問をしてほしいと思う。15分か20分充てて、一当たり送って、全員が発言して、それからまた欲しい人はもう一遍やると。ただ、それが際限なく30分も40分もやるんじゃないで、それでもう打ち切ると。そうしないと、ほかの人が発言したくて幾らやっても採決で終わりですので、特に議案なんかはね。だから、そういうことの運営も今後検討してほしいなということで、入れさせていただきました。そうしないと、中継に耐えられなくなりますね。あの人はいつもしゃべっておるけど、この人は何も言わんのかということになると、さっきのアンケートがきいてくるわけです。ご意見のところをずっと見ていただきますと、余りいいご意見はないんです。94件中14件ぐらいが頑張ってくださいとは書いてあるけれども、あとの80件は比較的マイナーというか、従来の議員イメージが書かれておりますので、それを払拭するためにライブをやろうとしたときに、その議員の態度や物言いというのが評価をされて、議会の価値が上がれば、報酬を高いかと聞けば高いということにならないように、よく頑張っているよねという評価をいただくために、どちらかという議案審査のあり方を今後まずやっていただきたいなという思いがあります。

それがうまく整理されると、マイクシステム、カメラシステムを放り込んでライブ中継も十分機能をしていくと。マイクはこれは頭にはあったんですけど、最後ですので、やっぱりカメラシステム、マイクシステムを入れかえよということでしたので、道具だけ入れかえても、中身がなかったら意味ないですから。中の議論も変わったなという、一緒になって仕掛けていただきたいなという思いで、これはでも次の人たちが考えることですので、私はもう議論できませんので、一度皆様で各党派で委員会運営のあり方も十二分に議論して、ライブ中継されるわけですので、予算決算以上に。あの議案なんか誰も発言せんと採決したよねなんてことになるわけですよ。条が繰り下がるぐらいのものでしたら質問はありませんので、やっぱりでもどうですかというと、条の繰り下がりだけなんで、特に意見はありませんとかね、そういうふうな意見を申し述べたりとか、何かやっぱりそういう運営をしていかないと、見ている人にはわからない。そういう意味でここを入れておきましたので、また一度マイクが変われば委員会が変わるんじゃないで、それによって委員会運営を変えていくということで、並行的にぜひお願いをしたいということで入れさせていただきました。

ただ、これもここに書いてあるとおり、うまくいくかどうかは予算折衝がまたありますので、今回の皆様の確認がいただければ、検討部会の中で確認をいただいた案件だということで、これも予算折衝には臨ませていただきますし、残念なぐらいないですけど、呼ばれば行くぞというんですけど、やめて行けるものなら、私行って交渉してきますけど、ちょっとそれは許されませんので、11月以降ですと。次の部会長さんあたりに行ってもらって、こうなっているじゃないかと。予算要求で大臣折衝というのがありますけど、部会長か各委員長に行っていただいて、財務との折衝もしてもらおうと思いますので、それぐらいの意気込みがあるということですよ、案件に対して。そうせんと、前回みたいな100万けっちょん食らって、あれは何とか議長で盛り返してもらいましたけど、あれがなければライブ中継も始まっていなかったわけですので、これでも九百何件アクセスがあったわけでしょう、1,000件近いアクセスというものが。だから、関心持たれているんで、本当に必要な予算は石にかじりついてでもとってくるという議会の意欲をこのカルテで表明しようとしておりますので、ちょっと長くて申しわけないですけど、ぜひこれもご理解いただいて、何か聞かれれば議会で決

めたのだということをお願いをしたいと思います。

じゃあ、この予定でとりあえず事務局で動いていただきますので、ぜひまたご支援のほうをよろしくお願いしたいと。

森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） これから予算折衝していただくんですけど、マイクシステムがまずこの要求が通れば最初に更新をしていくんですけど、このカメラはこの円テーブルではできないということで、カメラが予算要求が通ればまた変わるということですよ。その前にこのマイクシステムが更新されるんですけど、それはテーブルが変わってもそれはそのまま生かせるのか、そこら辺だけ。

○部会長（竹井道男君） 渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 今度は赤外線の有線を考えておりますので、本体だけ自由に動かせるようなものなんです。ですので、レイアウトを決めてから動かします。

○部会長（竹井道男君） 一応、有線から無線にというふうな今事務局の考えですので、だからこの線が一切なくなって、デジタル化されるんです。多分、向こうのほうでパソコンのディスプレイでピピピとやるような。多分結構な金になるとは。台数も多いですよ、四、五十台要るのかな、多いと。理事者側も要りますのでね、多分四、五十台ぐらいは。議員は1人1台ですよ、これだけでもまだ足りなくなりますんでね。その辺の予算も含めて、足りなければ少し減らして、2人で理事者が持つとか。何せ入れないことには、入れればあとは追加追加となりますので、何とか事務局側も、全部議事をとっていますので、私たちの声ははっきり入らないと議事もとりにくいということもありますので、この2つですね。さっきのタブレットとこのマイクシステム。これがうまく要求が通っていけば、次年度はカメラシステムだとか、議会が本気になって予算要求を議会全体でやっているんだという機運をちょっとつくりたいということで、この2つの提案をさせていただきました。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） 委員会室のカメラシステムの新設とありますけど、これハイビジョン化は結局できないということは、これもアナログのカメラを入れるということなんですか。

○部会長（竹井道男君） 渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） こちらは、今入れるカメラですので、当然ハイビジョンのカメラを入れる予定をしております。まず委員会の場合、ケーブルよりもまずはネットのほうを中心に、今も予算決算もネットから入っていますので、そちらを考えていますので、別にハイビジョンであっても結局はそれを使わせてもらうということです。ハイビジョンカメラで撮るということです。先行するということです。

○部会長（竹井道男君） 西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） ハイビジョンで撮るということは、結局画質がよくなるということだと思うんですけど、そうすると、今言われているのが議会の画質が悪いので見えないという意見を市民の人から聞くんですけど、そうすると、今度委員会だけが画質がよくなって本会議はよくないという、逆転現象ではないですけど、そういう問題が出てくるのかなあと。

○部会長（竹井道男君） 渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） ケーブルの場合は、執行部のほうがハイビジョン化をしない限りはきれいな映像にはなりませんので、ただ、ネットもハイビジョン化をしてもインターネットの画像は

かなり汚くなりますので、そうきれいには映らないと思うんですが、今のライブ配信もそうきれいではないと思うんですけど。

○部会長（竹井道男君） この前、決算で聞きましたけど、この機械自体はアナログのものをデジタルに変えて出しているんで、要するにデジタルできっちり流す装置を市がやらなければいけないのが27年か28年と。だから、カメラも幾らハイビジョンに入れても、実際流れていく装置がそのようになっていないと。ZTVに流すときにハイビジョンのまま流れないと。だからケーブルで流す場合は、どんなカメラを入れても一緒なの。ただ、ここはもう委員会室に入れると、先にハイビジョン化にしておいて、でもそれでもケーブルで流せない限りは一緒ですよ。ハイビジョンでネットで流せますけど、データがでかくなり過ぎて、物によっては動かなくなってくるから、今よりはきれいだと思いますけど、画素数をでかくしてあげれば結構きれい。でもこんなサイズやで、これはアナログだろうが、ハイビジョンだろうがそう影響はないと思う。

ただ、これをケーブルに差して、委員会もケーブルで生中継しようかと、やっぱり録画で流そうかというときには、ハイビジョン化になれば今度はきれいになってきますわね。だから、今はここは多分ネットでまず先行して委員会をやって、皆さんがいいよと言えば、まず予算決算をケーブルでまだ流していないんで、あれをどのタイミングで流すかと。それが始まったら次は委員会のライブが始まって、ひところ落ちついたら委員会も生で、分科会と議案だけは流すわけ。一般はちょっと流せませんのでね、これは議案じゃありませんので。例えば1時間か2時間流そうかと。それも今度は録画でも流せますので。そうすると、デジタルになっていけばきれいな画面で、横広の16対9の画面で流せます。それはまだまだ時間がかかると。だから、カメラだけはもう先に先行して買っておこうかというのが、今の事務局のほうの考え方。そうせんと、また2台目、3台目というても、なかなか予算が落ちないんで。

よその例ですと、大体こう向かえばそこに1台あって、理事者側に1台、2台固定のカメラが、よその市議会を見るとなっています。僕らも固定、理事者も固定、はめ込みで理事者の答弁を見ると。どちらかという、画像で見るというよりも耳で聞いている感じですね、その委員会は。何にしても予算要求はして、移動型にするのか固定型にするのか、鳥羽はたしか移動型でしたね。こんな三脚がついて移動できる。それは事務局のほうでまた考えていただきますので、買う場合はハイビジョンで買うということです。ただ、予算要求が通るかどうかがまず先なので、それを全員で議会側から押し込むという感じになります。

また徐々に予算要求のときに出てきますので、細かいのが代表者会議で。そこでまた確認をしていただく。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） 僕が思ったのは、どうせハイビジョンのカメラを買うんだったら、本会議場が先に買いかえておいて、予算決算委員会とかを本会議場でできるようなやり方をすれば、きれいに映せるのかなあと。そうすると、ここと向こうと2台カメラを用意する予算よりも、向こうだけは何とあえずよくしておいて、テレビ中継とかネット配信をするような会議、定例会とかはできるだけ議場でやって、市民の皆さんに見えやすい環境を整えたほうが、予算もかからずにできるのかなあと考えたということです。

○部会長（竹井道男君） 理事者のほうがハイビジョン化をしない限りはならないもんで、それがこ

の28年か29年。多分、議場をやろうとすると1,000万ぐらい多分最低かかりますので。

それと予算決算も議場でやるというのは、ずっと腹案はあるんです。ただ、発言、答弁ですよ。あれだけの人が並んでいるので、議場に入らないんです、あれだけの人が。だから、それさえ解決できれば、議場で予算決算の審査をやろうというのは、前々から事務局からも言われているんですけど、問題は答弁をどうするのかという、いらっしやらないんでね。ドアをあけて出てくる。通告があれば、その人だけを置くという方法もあるわけです。今通告制ですのでね、大体わかっているじゃないですか。そういうことは、今後皆さんのほうでまた新たに予算決算審査は議場でやろうかと、今でもそういう案はざうっと事務局から言われていますので、そうするとマイク切りかえも簡単だし、映像も簡単にターンできますので、ただ、まだその辺の問題が解決してないんで、答弁側の問題が解決していないというのがちょっとネックになっていますので、あわせて一緒にまたそれも検討する必要がある、ここにまた書き込んでおけばいい話なので、議場の利用についても検討すると。じゃあ1個入れておきましょうか。そういう本会議場の利用もあわせて検討する。

服部副部長、どうぞ。

○副部長（服部孝規君） その件については、私も思っておって、決算を費目別にやったらどうか。例えば総務費から入る。次は、終わると民生費、そういう費目別に順番にやっていくと。そうすると、理事者側も今やったら1日拘束されるわけやね。だけど、もうその民生費のときには、民生費の関係の理事者だけがくればいいという、そういうようなやり方をすれば、そうすると理事者のほうの拘束もあれやし、それから議場のスペースも少なくとも済むんやないかなということで、そういうやり方も1つの方法かなというふうに思うんやけどね。これは別に今決めることはないんで、たまたまそういう議論になったんで、ちょっと私の思っておることを言わせてもらいました。

○部長（竹井道男君） 当初から本会議場を使おうというのは案にあるんです。ただ問題は、その答弁をどうしようかという悩みの中でとめているだけなんで、やる気になったらそこが一番使いやすいだろう。だから、全協をやったり、いろんな活用を今していますので、あわせてそれはじゃあ本会議場の利用についても検討するというふうに1個入れさせてもらっておきます。そうすれば、今服部副部長が言われたことや西川委員がおっしゃったことも、既に議論はされているんで。

それから、今副部長が発言されたことは、これは予算決算の理事会がつくってありますので、理事会にそれを持ち込めば、理事会からまた資料をつくって、各会派に。確かに今はそうですよね。一般会計があたり企業会計があたり、ごちゃごちゃに今質問しています。だから、通告していても一般会計を先にやって、それから特別会計、企業会計というふうに順番を決めて。だから通告はばらばらでも質問順位は変えてしまうと。要はやり方を変えればできるので。また、これは理事会で、そのための理事会という制度をつくりましたので、じゃあ、今ご発言がございましたので、本会議場の利用についても検討するということにおきます。何かとは書きませんので、それは今おっしゃった2つのことを含むと。

とりあえず、ちょっとばたばたとこれも予算にあわせて検討してつくりましたので、基本的にはこのスケジュールで今後、議会としても動いていくということで、確認をお願いしたいと、よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

○部長（竹井道男君） じゃあ、1個追記しておきます。

それから、6番目の市議会だよりのリニューアルについて、内容を報告いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） では、お手元の資料7、カルテ番号42番をごらんいただきたいと思えます。

かめやま市議会だよりのリニューアルについて。

検討内容としては、かめやま市議会だよりの報告内容の見直しについての検討でございます。

現在、市議会だよりは定例会後、年4回と臨時会を含む新年号、正月号ですけれども、1回の計5回発行して、各戸配布でございます。

年間予算は約200万ということになってございます。

掲載内容については、表紙が定例会を終えての議長挨拶ということで、中身につきましては、議案一覧、議決結果とか、議員の賛否の一覧であったり、メインが今は議案質疑、一般質問の質問と答弁の概要、この辺がメインとなってきております。視察等があれば視察の報告等になってございます。

議論する内容でございますけれども、今回実施いたしました市民意識調査の結果によりまして、議会だよりは約68.6%ということで、7割の方が一応見えておるという結果がわかりました。それに対してホームページのほうは、インターネット接続の環境にある人であっても12.6%しか見ていないということで、これまでさまざまな議会の情報をホームページを活用して流してきていましたけれども、見ている人は少ないと。やはり議会だよりのほうが圧倒的に多いということがわかりました。

ですので、対応内容でございますけれども、今後はその市議会の活動状況や議会改革の動き、この辺を今までは議会だよりになかった部分なんですけど、この辺もどんどん入れていったほうがいいんじゃないかということで、今後、その紙面構成や内容の刷新を図るということで、この辺を検討していきたいということで上げさせていただきました。

それから、資料7の1、A3でございますけれども、これは過去4年分の各号ごとにどういった内容が掲載されているかという一覧でございます。

例えば一番上の議長挨拶、これは、それまでは2番目の行事・風景写真を表紙にしておったのを、24年5月31日号から議長挨拶に改めております。こういった形でこれまでの掲載内容の変化もこれをごらんいただければわかるんじゃないかということで、一覧で整理をさせていただきましたので、検討の参考にしていただければと思います。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今のA3の真ん中ぐらいに網かけで議会改革推進会議の設置、広聴の設置、あり方の中間報告、最終報告、それからもっと下に議会改革の取り組みと白書の作成、これだけしか議会改革については報告されていないと。ですから、今事務局が言いましたように、どちらかというところと議案質疑とか一般質問の議員の質疑内容を中心に紙面構成をしてきたというところで、少しずつ付加されてきているわけです、さまざまなものが。

ただ、肝心の議会改革、23年8月から設置された後、よく考えたらほとんど報告していなかったということがわかりましたので、予算も200万程度と、これが多いのか少ないのか私ではわかりませんが、今の紙面数をふやしてでも、もう少し量をふやしてでも、ということは要は予算がふえるということなんですけど、4人も議員が減りましたので、1割いただいても300万ぐらいはお金ありますので、少しそのお金を活用させていただくと。あと100万乗せても300万ですので、もう少

しページ数をふやしてもらえないだろうかというふうに思いました、あのアンケートを見て。やっぱりまずは紙ベースで市民にお知らせをすると。私たちの質問も少し一歩引いて、後ろのほうに載せておいて、できれば前のほうに議会の動きをどんどん載せて、後ろのほうで私たちの質問を載せていくというふうにすれば、私らが一歩引けば。

これもここには書いてないですけど、議員の名前が出始めたのがまだ十数年ですかね。議案質疑と一般質問に竹井とか服部と書き出したのがまだ十数年です。合併の直前ぐらいですね。それまでは、誰の質問かを書かずにつくってあった。下のほうに質問一覧がずうっと書いてあるんですけど、自分で見ると僕の質問がここに書いてあるとか、あの方の質問やなど。それは、質問をしない議員さんもいらっしやいましたので、載せられると比較されるということで、ずうっと抑えてあった。それが合併前ぐらいに市議会だより編集委員会で提案した、前の池田副議長のときに提案してすんなり通って行って、それから何も文句言わずに今まで。その後、全員が質疑できるような仕掛けをつくりましたのでね。全員が毎回してもいいよという仕掛けをつくったんで。だから、まだまだ歴史は浅いわけですね。私たちが一歩引けば、もっともっと議会のことを中心にまず載せていくと。それから個人の議員の部分は自分で報告できますし、別に後ろにあっても何も影響はない。毎回しているわけですので、ちょっとそういう理由がある。

これは、でも広聴広報委員会にお渡しをするというふうに考えておりますので、ここで議論するものじゃありませんので、次の広聴広報委員会にこのカルテは、ここで確認いただければそのまま引き渡したいと思います。ここで議論をしておったんでは悪いので。次もひょっとして広聴広報委員会になる方もいらっしやるかもしれませんので、確認だけお願いをして。ですから、意識調査から反省をして、ちょっと大胆な改革を試みようかなという。時間かかるかもしれませんがね。すぐには難しいでしょうけど、少し皆さんで、またこれもご議論願えればと。よろしいですかね、アクションということですね。調査の結果に対するアクションとして、これを入れさせていただきました。

次に、次からの2つがぎょうせいのほうにコンサルとしてお願いしてあった報告が先日届きましたので、まず7番目、請願者の説明機会についてを議題とさせていただきます。

これも内容について、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料8、カルテ番号が11、19、この中の19のほうの請願者の説明機会についてということ。それからもう1個別紙の資料で8の1、請願者の説明機会について。この資料8の1のほうは株式会社ぎょうせいのほうがまとめてきた資料でございます。

まずはカルテのほうで説明をしたいと思えますけれども、最近ではこの議会改革の一環として、請願者に趣旨説明をする機会を設けるという議会がふえてきておりますので、そういったことを受けまして請願者の説明機会についてということで検討課題に上げまして、まずはぎょうせいのほうに調査を依頼しました。

その結果、これ3ページほどありますので、これをまとめたものがカルテの中に書いてございます。青字の部分でございますけれども、中段あたりから請願説明というところが書いてございます。審査における説明といたしまして、付託を受けた委員会において必要があれば当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聞くことができると。出席を求められた紹介議員はこれに

じなければならぬ。紹介議員の発言は、説明に限られ、意見を述べることはできないとなっております。今現在、亀山市議会では、請願者がそのまま意見を述べることを今のルールではできません。やるとすれば、参考人制度を活用して、参考人として委員会条例の規定に基づいて出席をしてもらうか、または紹介議員の方が説明をしていただくということで、たしか過去に直近では平成24年12月の教育民生委員会で、請願、学校給食の食材の産地公開の拡大を求める請願書、このときに伊藤議員のほうで紹介議員としてこれの趣旨説明をされております。こういった形で紹介議員の方に説明していただくケースもございます。

検討事項として2番目のところで、丸が全部で5つ上げてございますが、これが今後の検討事項ということで、まずは1つ目が趣旨説明者の特定化ということでございます。請願者本人による趣旨説明を実現するのが目的であるが、請願者が団体である場合や、複数の個人による共同請願の場合などにおいて、説明者を特定するべきか、複数名による説明を可とするべきかを検討すべきである。これは、必然的に説明時間の検討にも関連してくるものであるということでございます。

また、紹介議員の発言を可とするか、可とするならば紹介議員はこの標準の会議規則に規定のあるとおり説明のみとするのか、意見表明を含めて可とするのかという部分でございます。

それから、趣旨説明の希望制ということで、まずはその趣旨説明を希望制にするのかどうか、必須としている議会は極めて少ないということで、この辺の検討が必要かということでございます。

それから、趣旨説明機会の位置づけということでございます。議会のオープン化を主目的として、趣旨説明機会の提供を検討する議会のほか、議会への市民参加を推進するという点を目的とする議会も見られると。もともと請願申請や陳情をもって議会への市民参加とする考え方が主流であったが、昨今はその議論過程にも参加することで、市民参加推進と考える議会もふえてきた。しかしながら、議会は選挙によって選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民がその議論過程に参加すること自体への疑問は拭えない。市民からの負託を受けた議会としての意義を明示するためにも、趣旨説明の機会供与は議会のオープン化が目的であるとするのが妥当と考えられると。制度化に当たっては、この点を明確にしておく必要があるということでございます。

それから、ルール化、例規整備の検討ということになってございます。ですので、運営上のルールを明確にしておくための検討が必要ということになってまいります。

議論する内容といたしましては、上段のほうに戻りますけれども、請願の審査のあり方と、紹介議員のあり方について検討が必要ということで、先ほど上げました大きな5点、この辺について検討をしていく必要があるということでございます。

特に、紹介議員のあり方については、当然今でもこの説明を紹介議員に求められるケースも当然あるわけでございますし、その場合は当然説明をしてもらわななりませんし、また説明を求められたときに、複数の紹介者がおるときに、どなたに説明していただくのかという、どなたかが代表者になっていただかんなんらんとするんですけど、そういったところも決めておくようなルールも必要なのかなということも考えられると思います。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 請願者の説明機会については、議運で視察に行った議会の中でもこういうのがありましたので、カルテに掲げてぎょうせいのほうで調査をしていただきました。ただ、ぎょうせいの担当の雰囲気からいうと、そこまで請願者自身が議会の中で説明するのがいいのかどうかは少し疑問というふうな雰囲気はありました。そのために紹介議員制度があって、今冒頭に言いましたよ

うに、紹介議員がその説明をするという制度がもともとあるので、最近多いんですけど、招いて説明するのが。そこまでいくには、この検討事項のようなところが、やはり少し整理をしておいたほうがいいのではないかと。何でもかんでも来ていただいてしゃべってもらえばいいのかというと、そのための紹介議員制度があるのではないかとこのことを言われました。

今も事務局から言われたように、いろいろ事務局と打ち合わせをする中で、私もいつも疑問に思うのは、複数の紹介議員がいる場合に、通常どなたかが動く場合がありますね、1つの例に。要するにどなたかがまとめというか、お願いをして回るケースと、もう1個は請願者がそれぞれ回って、みんながいいわいいわ、どこかが書いたらいいわと、うちも同じ、賛同するよと書いていただく。そうすると、委員会が議員に出席を求めて趣旨を聞こうといったとき、どなたがそれをするんだということの整理はしていないんですね。亀山市議会はやらないですから。そうすると、まず紹介議員のあり方も少し議論をしていただいたほうがいいんじゃないかなと。複数いた場合に、何かあったら、それじゃあ僕がまずやるからと。だめなら2人ぐらいでやろうとか、そういう誰かに指示が委員会から行きますもんね。例えば竹井議員に来てほしいというふうな。なので、まず紹介のあり方も何かいいわいいわというふうな流れるにやるのではなくて、もう少しその辺のあり方も、紹介のあり方も少し整理が要るのかなというのが感じました。

それから、請願審査をやるときも、今は委員会で議員の出席を求めますかということ聞いてないんですね。紹介議員の出席を求めて、趣旨を説明しますかなんて諮ってないんです。これも本来要るのかなと。冒頭に必要だということであれば来ていただいておいて、口答でもいいよとか、口答で本人に依頼をすとかね。私1回だけありますけど、紹介議員で座っていたら、竹井、おまえ説明せいと急に振られたことありましたけど、それは招致されていないんですね。たまたま座っていたから。どういう審査になるか心配だったから。

少しそういうところをまず交通整理を試みたらどうかということ、この紹介議員のあり方、それから審査のあり方というのを入れておきました。それをもってさらにやっぱり呼ぼうよという決め方ですね。それをどこかで審査せないけませんよね、全ての人を呼ぶのか。これは一度みんなで議論してみて、一度来ていただかんとやっぱりわからんねというのか、そういう手続も、全部に間口を広げるのか、やっぱりちょっと難しい、わかりづらいものになってきているなどわかって、少しそういうところも今後議論していただこうかなというふうに思って、こういうふうに書いておきました。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） ちょっと基本的な部分でお聞きしたいんですけど、請願は今各会派室とかに回ってこられて、それこそ紹介者になってくださいと書くじゃないですか。その請願を出すときのルールそのものもちょっとよくわからないんですけど、その出すタイミングとかもあると思うんですけども、例えばあれを書いた時点で各会派はオーケーしている、請願を認めているということになると思うんですけど、あの以前に今言われるような説明の機会があれば、複数の紹介議員以前の問題で、請願が上がってきた時点で、その請願を上げてくる人が今は会派室に行って、こうこうこういう請願を上げたいので、ご協力をお願いしますと回ってこられているので、あれを会派長だけでもいいですし、全協みたいな場でもいいですけど、その場でこういう請願を上げたいので皆さんご協力お願いしますみたいな説明の機会を与えて、そこでみんながじゃあ紹介議員になろう、誰がなるんだという話にはできないものなのかなと思うんですけども。

○部会長（竹井道男君） それは、さっき言ったまとめ役がいる場合は可能なんです。ところが、請願を出したい団体さんがそれぞれ回るケースがあるわけです。誰が筆頭なのかわからないケースがある、だから2パターン今あるんで、その整理をちょっと今後はお願いしたいんです。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） だからまとめ役がない場合でも、事務局なら事務局に請願依頼を持ってきたら、みんながいる場とか、ある一定の会議の場を決めて、こういう請願が上がってきましたというので、その場で先に説明とかをしてもらった方がいいのではないかなという意見なんですけれども、そうすると、後から請願の紹介を書いてから説明をみんなで聞いてどうするではなくて、請願を書く以前にもう決まっちゃうと言ったら変ですけども。

○部会長（竹井道男君） 簡単に言えば、請願を上げたい人は紹介議員を探さなあかんわけです、僕らが紹介議員を探すんじゃなくて。例えば私が何か出したいとなると、誰かいないかなと普通探すわけ。じゃあ服部議員、昔からよく知っているんで服部議員どうでしょうかと行くわけ。いや、僕はちょっとそれは僕の信条では無理やわとなる。じゃあ次どなたかいないですかねとって、じゃあ一遍森さんやったらいいかもしれんと、そういうやり方を普通する。だから、請願を出す人自体がまず紹介議員を探さなあかんわけですね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 最低1人は要るの。

○部会長（竹井道男君） 1人要るの。だから、それを時々紹介議員を探さずに、極端に言えば会派室を今回るケースが時々。この前の学童なんかは特にそうやったね。例えば私は井田川小学校ですから、井田川小学校区の議員だから、竹井さんとか森さんとか鈴木さんで一度という話ではないわけです。突然来られると顔見知りなんで、何ですかと聞いて。ちょっとその辺の市民の人の手順も議員の手順も若干曖昧かなとこれを読んだときに思ったんで、少しその辺の入り口から一度皆さんで議論をしていただいて、今西川委員が言われるように、必要があればそれぞれ取り扱いはどうでしょうかという、例えば誰かが代表になれば。

でも、それを余りやっちゃうと、もう審査の前に賛否が出るんで、だから大体会派を回るという意味は、全体を通してもらおうと思うと行きますし、これは賛否があるねと思ったら、もう勝手に出すケースもあるんで、それはやっぱりそのときの雰囲気とかもありますので、それはまた次のステップ。だから、とりあえず請願者と議員の関係が若干曖昧なところもあるんですよ。持ち込んで歩くやつと、話をちゃんと聞いて紹介議員になるケースとあるんで、その辺は今後、今のような議論も入れて、少し皆さんで統一するというか、手続をきちっと統一してから、もし来られてもどなたかあなたのよく知っている議員さんをまずは紹介議員に立てていただけませんかとかね。誰もいないんですと言ったら、じゃあ一遍みんなでこれは話をしないとというふうになるのか、それが本当に、この前が特にそうでした、学童なんかはね。それぞれに来られたんで、何か曖昧になってしまった。教育のはたまたま私が聞いてあれだったんで、私が周りを取りまとめるみたいにして皆さんにお願いに行きましたので、ちょっとその辺がいいのか悪いのか、これを読む限りではもうちょっと我々自身も何か精査したほうがいいのかないかなという思いがありましたので、これもそんなに慌てて決めるものじゃないんで、これは議運なのかな。ちょっと今の現状とか、そういうのを調べていただいて、最終協議する場というのは多分議運だと思います、これは。この辺はまた皆さんも改選が終わって、また新たに

新体制できましたら、一度いろんな請願があるんで、ちょっと曖昧なところがあるよねというのがこの報告書ですので、まずそこを整理していただこうと。それから次のステップ、会議の要領もちょっと変えなきゃいけない。呼びますかという手続もしていないんでね。呼べるわけだから。そういうのが要るかなと思います。またその意見は事務局のほうで確認をしておきますので、次の機会にまた発言をしていただければ。

ちょっと、これ結論が出にくいんですけど、ぎょうせいのほうは紹介議員がそれなりの役割を果たしたらどうだというふうなイメージがありますので、何もかも市民を乗せ込むというというのはどうだろうかという声もありましたので、少しこの辺の検討課題も含めて、もうちょっと整理をして、最後は議運のほうに多分回っていくと思いますので、急ぐ話じゃありませんので、一度会派の中でもちょっと現状を議論していただくとありがたいなど。私としてはやりたかったんですけど、もうちょっと整理する時間が要るなどという。

陳情については、もう今回全くこれには載せておりませんので、亀山市の陳情は、来れば受けるというやり方ですので、これにはもう説明機会は求めないというふうにしておきたいと思います。そうしないと議長のところでは整理せいというのが結構以前からいろいろ陳情については出るんですけど、来たものは一旦乗せると。議長が恣意的に外したり入れたりするのもややこしいんで、陳情については全て委員会に乗せていただくというふうにしてありますので、よその議会では、それでも陳情者を読んで説明させる議会もありましたけど、ちょっとこの趣旨からいくと合わないかなという気がします。今の段階ではそこで線を引いておきます。また必要があれば皆さんのほうで議論していただいて。呼ぼうということになれば、こういう検討課題を整理していただいて、時間もありますしね。何分しゃべるとか、何をしゃべっていただくとか、そういう要綱も要りますので、何点かこれから少し事務局のほうで整理をさせてから、またこれに載せようと思います。

よろしいですかね。若干わかりづらく私もなってきましたので、もうしばらく事務局との調整をさせていただきます。

それからもう1点、⑧の議会が提出した議案、要するに議員提出議案、議会提出議案に対しての市長の意見表明権があるのかどうかということ、それについてこれもぎょうせいのほうにお願いをしましたので、事務局より内容の報告をします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） お手元の資料9、カルテ番号25番と資料9の1、9の1のほうは、これは株式会社ぎょうせいの調査結果の資料となっております。

カルテのほうで説明をさせていただきます。

カルテの裏側をごらんいただきたいと思います。

これは、ぎょうせいの調査結果をまとめたものでございますけれども、まずはそもそも議案の定義ということで、議案は、議会の議決を得るため、市長または議員もしくは委員会が議会に提出する案件でありますということで、これには大きく2つございます。1つが当該地方団体の意思の決定を求める議案、団体意思の決定と言われるものでございます。具体的には、条例の制定、改廃や予算の決定、決算等でございます。これは、提案権は市長または議員、委員会が提案できます。

それから、2番が議事機関としての議会の意思の決定を求める議案、これは機関意思の決定と言われますけれども、主な例といたしましては意見書の提出なんかがございます。これについては、機関

の意思の決定ですので、議員もしくは委員会が提案という形になろうかと思えます。これらを前提に、まずは下の四角が2つございますけれども、下のほうの機関意思の決定の場合の議会提出議案ですけれども、これについては、市長の意見を求めるものではないと。これは民の代表としての議員で構成された議会としての意思決定であり、議会としてどのような結論を出すかということでございますので、市長の意見を求めるべきものではないという回答でございます。

もう一方のほうの団体意思の決定に際しては、市長等が意見表明を行うということがプロセス的には考えづらく、好ましくない。これまででも余り事例が見られない。これは全国市議会議長会調査部の回答でございますが、余り事例がないということでございます。

2番目には、課題と検討ということで検討課題が上げてございますが、この中で団体意思の決定で、例えば委員会提出議案もしくは議員提出議案で条例の制定とか、そういったことを出そうと思えますと、その過程の中で当然執行部との調整というのは必ず入ってきます。ですので、その調整過程である程度合意を得たものが当然最終条例案として提出されるということで、当然その途中で執行部、つまりは市長の意見もそこで確認をできるということで、ここでは提案時に市長の意見表明を聞くことは好ましくないのではないかとというふうな回答でございました。

となると、今度はカルテの1ページ目でございますけど、対応内容の一番下右側ですけれども、じゃあここでその執行部との調整の場ということになってくるわけですけど、それにはこの検討部会でも今までから議論をしておりました政策検討会議、これは設置をしていく方向では確認をいただいておりますが、どういったことをそこの所掌事務にするかは、これから検討していくところとなっておりますけれども、こういった政策検討会議なんかの場を活用して、事前調整の場として、そこで執行部、市長の意見を確認するというふうなことになるのではないかなということで、今後はこの政策検討会議の活用を検討していきたいということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） ぎょうせいのほうの見解では、基本的には市長の意思は確認はないだろうと。団体意思と機関意思と2つあります。機関意思はもう私たちだけでいいよ。団体意思には特にこれは予算を伴うような団体意思の場合は、どうしても市長との折衝というか交渉がないと、勝手に予算は組めませんので、そういう意味で基本的には団体意思の決定で、特に予算なんかが発生するような場合には、やっぱり本会議場での議論ではなくて、そこに持ち込むまでにさまざまな調整の場が本来はあるのではないかと。そういう場の活用を本来行った上で、団体意思としてのそのものが出てくるんだということでした。

ただ、議員2人でも出せますので、そうすると、そういう少数の人が出す団体意思の決定、議案もありますので、全会一致的にみんながいいよという場合だと今の話は成立していくわけですね。ところが、少数の方がこれを出すぞとやって場合は、議会の意思は曖昧ですよ。反対だとか賛成とかは。だから、団体意思も2つあるということなんで、だから全体的に集約してオーケーのものはそういうことができますけど、突然何人かでぽんと出して賛否が渦巻くというか、そういう問題もあるんで、2種類ありますよということは言われました。

事務局ともいろいろこれも調整しながら、そうするとやっぱりさっきの請願の話じゃないですけど、どこかでやっぱり事前議論をする場は要るんじゃないかと。少しそういう議論の場を設けておけば、たとえ少数の人の声であっても一旦受けておいて、みんなで議論するのは必要じゃないかなというふうな。それが政策検討会議の持つ考え方はその考えですので、少し政策検討会議はまだ今はちょっと

宙ぶらりんになっていますけど、少しその辺の活用もこれと一緒に検討していただければ、団体意思の決定のときの調整機能、それから議員間の調整機能ですね。今は場所はありませんので、少しそういうことを書かせていただきました。

ですから、基本的には本会議場で市長が意見表明されることはないということです。それまでにあるとすれば、調整の場を設けてやるということ。それから団体意思には全体でほぼ合意を得たものと、全く合意を得ずに議員が単独で出すというケースがありますので、そういうものも含めて少しでも議論する場を設けておいたほうが本会議場でわあわあトラブルことなく、議論の整理ができるんじゃないかと。そういう意味では政策検討会議の少し中身にこういうものも入れられないだろうかということに対応のところに入れさせていただきました。

これは、来期中にまた整理をして、少しこの辺も、めったにないですけどね。もうあと議会基本条例を出したぐらいかな。ありませんけど、この前の空き家条例なんかもつくろうよと言うと、予算の入った条例をつくろうとすると、これは市長と折衝しておかないと、例えば市が半分出せるなんて書いちゃうと、その予算を市長がノーと言ったら、これは通したものの執行できないということになるわけじゃないですか。たしかそういう報告になっておったね。ああいう委員長報告があったと思えますけど、ああいうことがあり得ますので、それを今全協では難しいんで、政策検討会議なんかでそれも少し調整をしておいたらというふうな、そういう印象を持ちました。

この件はよろしいですかね。今のところは、意見表明権は本会議場ではないというふうな整理をさせていただきます。だから反論ですよ。反問じゃなく反論権はない。それまでにやっておくということですね。

ちょっとわかりづらいですか、聞いておって。1個やろうとすると、もとをたどるとこういう議論になるという、なかなか複雑なことで、そういう整理をさせていただきましたので、よろしく。

じゃあ、これについて、また必要な項目が生まれれば、また事務局のほうから少し提案できるようにして、ちょっと残りがもう少しなので、一気にやらせてもらいます。

次に、検討課題のスケジュールについて、お手元にスケジュール表がありますので、説明をいたします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 資料10番の検討課題一覧・スケジュールをごらんいただきたいと思います。

これは、きょう新たに1つ新規で議会だよりのリニューアル、42番を入れた全42項目の一覧でございます。その中で、既に完了した検討課題を水色の網かけ、それから着手中がオレンジ、2ページ目になりますが、白い部分が未着手ということで、今後やっていかんたらん課題ということになってございます。

○部会長（竹井道男君） スケジュールについては、もう一応きょうで今の任期中最後の会議になりますので、一応色分けをしていただきました。ブルーとオレンジと白ということで。それから毎月頑張ったんですが、この1年間ぐらいで上のものが終わりました。大体大きなところは全部終わりました。それから、下のオレンジのところはきょうの議論も含めて、まだ一部進行中であったり、これから始まるものがオレンジにしておきました。白のところは、慌ててやるものではなくて、条例の中で少しいろいろ検証とか書いてありますので、そういうところを今後、多分来期中には一度これ

条例の検証をしてもらわなありませんので、四、五年たちましたので、そういうところを入れておきました。これは来期中にやってもらうところが白の部分です。

よろしいですかね、一応まだちゃんと宿題が残してありますので、10項目。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） 今の市長の意思表示についてというのは、ここの25番に載っていますけど、これってもう結局意思表示しないという結論じゃないんですか、今ので。

○部会長（竹井道男君） さっき言いましたように、政策検討会議の活用というのがまだわかっていないので、団体意思決定をする場合の調整の場として、例えば政策検討会議で行えるとか、そういうのを入れておかないと。できないことはわかりましたと。ただ、事前調整はやっぱり要りますよというぎょうせいから来ているんで、事前調整する場合は今は全協を使いますが、それを政策検討会議でやりたいというふうになっていますので、その辺の要綱、取り扱いの要領、そういうものを整備して、皆さんがそれでいいよということになれば完了ということ。8割、9割は来ているということです。

だから、5番なんかもそうですね。私が冒頭言いました審議会の国保とか、行革のところもまだちょっと、これも一部ペンディングがあるんで、そういう意味でちょっと残してあります。ですから、これだけがまだ引き続きお願いをするもの。

それから議会改革白書、あしたお渡しする白書について、入らせていただきます。

じゃあ、ちょっと簡単に説明をお願いします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料11、議会改革白書の資料をごらんいただきたいと思います。

これは、今年度1年間で昨年10月からの1年間でまとめたものでございます。最終的な白書は、昨年の3カ年分の中に全てこの1年間の分は溶け込ませて、1冊にまとめるというふうな整理の仕方をしましたので、特に今回はことしの分だけ抜粋したものをとりあえず部会でお配りさせていただきます。

中をめくっていただきますと、もう溶け込ませていますので、「はじめに」の挨拶がもう昨年のままだに当然なります。目次をごらんいただきまして、この各会議・委員会の活動報告のことしの1年間の分を以下上げてございます。

それから、各会議・委員会での決定事項、決定内容が上げてございます。

それから、3番目に所管事務調査のことしの調査分が載っております。

それから、広聴広報の取り組みといたしましては、議会だよりの掲載内容やアクセス件数、それからアンケートの本文と報告書、報告内容、こういうものが載っております。

それから、議会事務局の取り組みなんか更新しておりますので、そういったものが全て載っております。

それから、カルテの部分、これは参考資料になってまいりますけれども、取り組みが完了したもの、それから着手中、未着手、この順にカルテをとじてございます。

1つごらんいただきたいのは、後ろのほうになりますけれども、後ろから20ページぐらいのところになるんですけれども、(7)で議会活動調査資料というのがございます。

これはA4横でございますけれども、これは議会活動の1年間の回数が上げてございます。

もう1ページめくっていただきますと、19年度が議会活動調査ということで、これは全ての本会議、委員会、視察の回数、それから代表者会議、全協、推進会議、部会、正・副委員長会議、この辺は当時のございませんでしたけれども、それから会派の視察なんかも入れ、当然通告や通告の聞き取りなんかに議員さんは市のほうへ出てきてもらっていますので、そういった回数をトータルすると19年度は全部で142回と。それが条例制定以後、かなり会議の回数、当然、まず委員会は所管事務がふえております。所管事務の委員会だけでも約10回ぐらいは当然ふえていますし、この検討部会や正副委員長会議、広聴広報の回数なんかもふえております。24年度が211日ございました。25年度を調査したところ、212という結果が出てきてまして、大体この数ぐらいで定着してきたのかなというふうなところが、これを見ていただくとわかるんじゃないかと。ですので、19年から比べると、かなりの1.5倍ぐらいの会議の日数にはなってきておるといのが、これでおわかりいただけるんじゃないかというふうに思います。

一番最後が視察の一覧がつけてございますけれども、条例制定直後はかなり視察が多かったんですけども、最近については、大分件数が減ってきておるとい状況でございます。

これまでは議会基本条例の関係とか、推進会議の関係、この辺の取り組みの関係が多かったんですけども、最近結構広聴広報のほうの「こんにちは！市議会です」のほうの視察が多くなってきているというのが特徴でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 議会改革白書2014で、この1文節つくるかということの議論をして、せっかくだから先ほどの目次の1、2、3、4、5とあるここへどどん追記しようと。そのほうが経過がわかるだろうということで、こういう体裁にきょう変えさせていただきます。ですから、議会改革白書でも今回数字がうたってあります。下のほうに改訂を入れると。それから、目次の3と4は、6のところにあった参考資料を抜き出しました。政策提言でちょっと格好いいですけども、政策提言への取り組み、これは所管事務調査がそうですよね。それから、広聴広報、今回意識調査をやりましたので、せっかくですので広聴広報でこっちへ抜き出して、議会だよりアクセス件数、それから今回は特別に意識調査ということで、これも抜き出して、2つ起こしましたので、もうちょっとわかりやすくなったと思います。またあしたは多分そう細かくは説明できませんから、あすいただく資料を一度見ていただいて、最終精査をお願いしたいと思います。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） これは、あすお配りする今回の白書になるんですけども、ここまでがことし1年分も含めた白書になりまして、その後ろに基本条例の逐条解説を入れまして、その後ろに要覧、これだけを1セットにしたものをお配りさせようということになっています。

○部会長（竹井道男君） これも事務局と話をして何年分ここに入れようかと。5年でもまだこれぐらいですので、またその辺は今後次の4年間で、本当は厚くなるほうがいいわけですけど、活動があればあるほど厚くなりますけど、四、五年分はそこにとじられるぐらいにしようかなというふうな、これもまた検討部会のほうで何年保存というか、何年分はストックするか、少しその辺の議論もまたお願いしたい。これも多分、タブレットを渡しますんで、もう電子化すれば要りませんわね。ここで見ればいいんですから。そういうこともまた議論してください。タブレット化で電子化しようって。今でもしてありますので、極端に言えば、またあした本冊は全員にお渡しをしますんで、一度またそこを見ていただこうと思います。

どうぞ、高島委員。

○部会員（高島 真君） このアンケートの意識調査報告書の中に意見がいろいろ書かれておるんですけど、この定数、報酬で分けて70歳以上と、違うとは思うんですけど、一緒の人がその横にようけ意見を書いて、それを拾っておるという場合もあるというわけなんですかね。

1人の人が定数に対して意見がある、報酬に対して意見があると、何かこの言い回しを変えてあるのかどうなのかわからないですけど、見ておって一緒の人が、これみんな一つ一つ意見を書いたのかなと思う面も。

○部会長（竹井道男君） それは、こっちに定数と報酬があるんで、その回答の数字から引っ張ってきている。意見からは全く引っ張ってきていません。意見は後ろに書いてありますけど、こここのところに回答が何%、何%と書いてあるので、別々に聞いていますので、定数と報酬、それを関連してみると、まとめたものがこのまとめのところに書いてあると。意見は全く載っていません、ここには。意見は全く意見です、自由な意見です。これはあくまでも単純に集計したその数字をここに入れてあるだけです。ですから、見ていただくと、多分「知っている」「知っていない」だけとか、「適正」とか「適正でない」とか、それから「多い」とか「少ない」とか、これだけを引っ張ってきてあるだけなんで、言葉でまとめただけです。

○部会員（高島 真君） わかりました。

○部会長（竹井道男君） それでは、白書については、あす推進会議でお渡ししますので、確認をお願いします。

もう1個、ちょっと重要なものがあります。

(4)の調査研究運営支援業務委託、これは今ぎょうせいに頼んでいるやつです。これについて、少し変更点がありますので、報告をさせます。

渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊靖文君） 現在、株式会社ぎょうせいのほうに議会の調査研究運営支援業務委託ということで、これは議会基本条例が制定されてから1年間で約20万円ほどの委託料で、特に今は推進会議の部会の検討課題、これについて調査研究をお願いしております。

今年度でいいますと、先ほど説明させていただきました議会提出議案への市長等の意見表明の考え方であったり、請願者の説明機会、この2つはきょう報告で来ましたが、あと今年度の委託しておる内容が、長期欠席者への対応、また議員報酬の考え方についてで1つ。それから公聴会制度及び参考人制度についてで1つ。まだ2つ今調査継続中ということで、また年度内には報告をいただくということでございます。

ただ、これらの調査をお願いしたものについては、調査をしてもらって、その報告を部会長と事務局で聞かせてもらうというので予算が組まれていますので、こういった調査報告をまとめてもらった議員の皆さんにも実際に株式会社ぎょうせいに来てもらって、直接説明を聞いてもらったほうがいいんじゃないかなということで、そうなりますと当然その予算がその日の日当プラス旅費が実費としてかかってきますので、次年度からはそういった経費も上乘せして、この委託料を要求していきたいなという考えでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今までは事務局と私でいろいろ聞いて、カルテのほうに書く作業までやらせてもらいましたが、今回の請願だとか意見表明権などは、やっぱり聞かないと、それから重要な

政策なんかも聞かずにこっちが勝手に整理したということがあるので、今後はやっぱり検討部会か推進会議を開いていただいて、調査内容の報告を全員にまずしてもらおうかと。それで、意思のすり合わせをした上で、次のステップに入ると。そのほうがせつかく調査してもらっても読むだけでは頭に入らないんで、全員に説明して、また質疑したりして、理解度を深めてもらおうかということで、そうすると予算が要するというので、あと何万かわからないですけど、10万ぐらい乗せれば多分いけると思っていますので、これもなかなかシビアな予算を言われますので、これもあわせて議会の活性化のための予算として、今後27年度予算で取り組むことで、今回議題に上げさせてもらいました、確認をする。よろしいですか、そういう方向で今後やるということで。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) じゃあ、これについても来期に向けて報告の場を設けると。それからコンサルプラス報告の場を設けるということで予算要求をすると、このようにさせていただきます。

その他については、特に用意はありません。

私のほうから2つほど。

今回出しましたこのスケジュール表に基づいて、オレンジと白がまだ着手中と未着手とありますので、これとカルテをセットにして議長のほうに引き継ぎ書ということでお渡ししようと考えています。渡しておけばやらざるを得ないので、ちゃんと途切れないように議長のほうにお渡しをして、次の検討部会長さんにお渡しをしようというふうなことを考えておりますので、また事務局と調整して、議長のほうへ私のほうから出そうと考えております。

それからもう1点、これはちょっと議論をしようと思って忘れていまして、代表者会議の議論になりますが、これまた会派でもご議論願いたい。検討部会の今定数は7名です。案分方式になっておりまして、5名以上が2なんです。当初の議論は各会派1だったんですけど、いろいろあって、案分方式で数が多いところはいいよというふうにオーケーしましたけど、議運のほうももう固定方式になりましたし、一度当時の議論は各会派1名でいいじゃないかと。複数いても議論が分かれることはないんで、それから多数決もとりませんので、ここは。ちょっとその辺も代表者会議の議論になりますけど、一度11月になりましたら、これも人数を決めなあきませんので、7か6か会派の数でも変わってきますしね。一度この辺も頭に入れておいていただければありがたいなと。ちょうど7人になるかわからないですよ、会派の数でも変わりますので。議運は6としましたけど、これは規則で変えられますので、本会議の議決は要りませんので、7名がいいのかほかの数字がいいのか、この辺もあわせてご議論を願いたいと思います。

それから、最後に締めとして、3年間やらせていただきまして、3年やった人もおるし、1年目の人もいますけど、月1回のスケジュールで、何とか基礎的なものは6年かかりましたけど、終わりましたんで、あとはこれをどう発展していくかというのが次のステップになりますので、またこれもライブ中継してくれると見られますけど、ライブ中継はありませんので、ぜひまた活発な議論をお願いして、今期の最終の報告として、あしたの推進会議で議会改革としての本当の締めになりますので、本当にこの3年ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

午後3時29分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 10 月 7 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男